

鳥取県告示第573号

平成24年鳥取県告示第168号（森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項について）の一部を次のように改正する。

平成24年 8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 林業技士（<u>一般社団法人日本森林技術協会</u>の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 林業技士（<u>社団法人日本森林技術協会</u>の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2～6 略</p>